

記載上の注意事項（特定施設使用廃止届出書）

① 届出が必要な場合

- ・ 特定施設が廃止（全部又は一部）になった場合
- ・ 特定施設番号 7 2 の「し尿処理施設」を設置している特定事業場が、公共下水道に接続した場合（この場合、当該「し尿処理施設」を使用しないことは明らかである。）

※ 7 2 の「し尿処理施設」以外を設置している特定事業場が、公共下水道に接続した場合には、特定施設は使用廃止してはいないので、原則として、6 1 日前までに、特定施設変更届出書（水質汚防止法第 7 条関係）の提出が必要となる。

※ 特定施設の一部廃止の場合、原則として、6 1 日前までに、特定施設変更届出書（水質汚防止法第 7 条関係）の提出が必要となる。

一部廃止でも土壤汚染対策法に該当する場合がある。